



「原子力規制行政」をめぐる自治体等の全国動向

「活断層」をめぐる動向 (2012年8月23日～9月7日)

月日	関係団体	ポイント
8月23日	東京電力	東京電力は、柏崎刈羽原発の敷地内にある断層を9月から再調査すると発表。原子力安全・保安院が東電に対し、一部の断層について評価し直すよう求めている。東電は2月末までに結果を取りまとめる方針。同原発の敷地内1か所と周辺の2か所で深さ約50メートルの掘削調査を行う。断層が形成された年代を詳しく調べ、活断層の可能性がないかどうかを確認する考え。東電は過去の地質調査で、敷地内の断層は、耐震設計をするうえで考慮すべき活断層ではないと判断している。
9月1日	石川県 命のネットワーク・勤労協 講演会など	<p>「明らかに活断層だ」東洋大・渡辺教授指摘。北陸電力志賀原子力発電所。二つの原子炉のうち、1号機の真下にS-1断層と呼ばれる断層があり、活断層であれば廃炉になる公算が大きい。東洋大学の渡辺満久教授(変動地形学)は地質展開図を見て、「明らかに活断層で、逆断層の構図だ」と断言した。さらに、「活断層についてその断層が揺れるかどうかばかりを気にする人が多いが、ずれが生じるかどうかも大きな問題だ」と指摘する。地震を起こす断層(主断層)だけでなく、主断層に引きずられて動く断層(副断層)も広い意味で活断層で、主断層だけにとらわれがちであることに注意を促す。原子炉のある格納容器に損傷がなくても、ずれにより原子炉につながっている配管が壊れ、制御できなくなるおそれが高まるからだ。</p> <p>「このS-1断層がずれる大きな要因となるのが、富来川南岸断層だ」と警鐘を鳴らす。富来川南岸断層は志賀原発の約9キロ北側に東西に延び、断層を挟んで南北で20メートルほどの地層のずれがある。渡辺教授らの研究グループは今年5月の学会で、原発の耐震安全性を考慮しなければならない13万～12万年前以降に動いた断層だと指摘し、「耐震設計上考慮すべきだ」とアピールした。渡辺教授は「(活断層などの判断について)絶対と言えるもの以外は無視してきたのが『原子力村』の特徴だと思う。原発においては、疑わしいと思ったものについてはしっかりと対応していくべきだ」と話す。</p> <p>1993年7月に1号機の営業運転を開始してから約20年。「この間、何も起こらなかったのは、単に幸運だったと思う」とも。「会社側の怒りも分からないわけではない。『国がいい』といったのでは。審査も通したのに手のひらを返したように』と思っているのではないかと推測する。</p> <p>1987年に1号機の設置許可を申請した際、北陸電力は「浸食作用で生じた」として活断層ではないと説明し、国も審査で活断層ではないと認めていた。しかし、福島第一原発事故後の昨年4月、福島県南部で発生した地震で、国と電力会社が「動かない」と主張していた断層がほかの断層と一緒に動いて大きな揺れになり、疑いが生じた。今年7月、経済産業省原子力安全・保安院の専門家会合で、原子炉直下に活断層がある可能性が指摘された。保安院からの指示を受け、北陸電力は8月10日、追加調査にとりかかった。北陸電力の堀祐一副社長(原子力本部長)は「問題ないとの評価に変わりはない」と強調している。原子炉建屋下に調査用のトンネルを掘るなどし、調査は来年1月ごろまでかかる見通しだ。また、渡辺教授が13万～12万年前以降に動いた断層と指摘している富来川南岸断層について、北陸電力は「北側と南側は地層が異なる」と反論しており、それを裏付けるために7月から調査を開始した。原発問題住民運動石川県連絡センターなども、地質学専門の立石雅昭・新潟大名誉教授とともに手掘りによる独自のボーリング調査をし、解析を進めている。</p>
	渡辺東洋大 大学教授 記者会見	渡辺満久・東洋大教授が、金沢市で記者会見した。渡辺教授は北陸電力志賀原発1号機(志賀町)直下を走る破砕帯「S-1」について、「活断層以外には考えられず、志賀原発は廃炉にするしかない」と主張した。経産省原子力安全・保安院の指示で先月、北陸電力による追加調査が始まった「S-1」は、過去の国の審査では「活断層ではない」と判断されてきた。これに対し、渡辺教授は「『S-1』は疑問の余地のない明らかな活断層だ。国の審査に当たった専門家は活断層と分かっているが、建設ありきで審査を通したのではないかと当時の審査体制を疑問視した。その上で、「新たに発足する原子力規制委員会では、電力会社と関係のない専門家を呼び審査に中立性を持たせるべきだ」とも提言した。
9月7日	保安院	経産省原子力安全・保安院は、伊方原発と志賀原発について、周辺の活断層が連動して地震を起こした場合でも、原子炉など主要設備の安全性に問題はないと判断した。美浜原発と高速増殖炉「もんじゅ」の敷地直下で疑われる活断層については、両事業者による追加調査計画を妥当と了承した。調査結果は来春まとまる予定で、同様に追加調査中の志賀原発などとともに、今月発足する原子力規制委員会が引き続き審議する。

「安全協定」をめぐる動向 (2012年7月27日～8月23日)

月日	関係団体	ポイント
7月27日	福島県	原子力発電所で事故やトラブルが起きた際、直接連絡することを定めた東京電力と地元の自治体との協定が、福島県いわき市など原発から10キロ以上離れた7つの市町村にも拡大して結ばれることになった。協定が拡大されるのは、いわき市のほか田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、それに飯館村の7つの自治体。いわき市では、26日から協定の運用が始めた。事故やトラブルを連絡する協定は、これまで原発が立地する自治体と、おおむね半径10キロの範囲にある自治体が、電力会社との間で結んだ。しかし、福島第一原発の事故では、これより離れた場所にも避難の指示が出されたことから、自治体側が、協定を結ぶ範囲の拡大を求めている。協定が結ばれると、これまで県を經由して伝えられていた事故やトラブルの情報について、自治体は、東京電力から直接連絡を受けることになる。
8月3日	栃木県	日本原子力発電(原電)と東海第2原発(茨城県)で事故が発生した際の連絡体制づくりに関する確認書を結んだ。原電が東海第2原発について非立地自治体とこのような文書を取り交わすのは初めてという。確認書では、県が1日に東京電力と結んだ覚書と同様、原発敷地内で放射性物質が漏れたり火災が発生するなどした場合、原電が県に通報して対策を報告。担当者による定期的な連絡会の開催。確認書の規定の修正について適宜協議することなどが明記されている。県原子力災害対策室によると、東海第2原発は県境(茂木町)から約32キロの距離にある。知事は「県に最も近い原発であり、確認書の取り交わしを契機に、県の原子力災害対策への協力をお願いしたい」と話した。
8月13日	京都府	京都府舞鶴市は、関西電力に対し、高浜と大飯の両原発に関して立地自治体並みの安全協定を締結するよう求める要望書を提出したことを明らかにした。同市が単独で同様の要望を行ったのは今回が初めて。同市によると、副市長らが10日、京都市の関西電力京都支店を訪れ、八木誠社長宛の要望書を提出。現在締結している「高浜発電所に係る舞鶴地域の安全確保等に関する協定書」を立地自治体に準ずる安全協定となるよう見直すことと、新しく大飯原発に関する立地自治体並みの安全協定を結ぶことを求めた。
8月23日	島根県	出雲市長は、中国電力と結んでいる島根原子力発電所の安全協定について、原発の立地自治体並みの権限を盛り込んだ協定締結を、雲南、安来両市と共同で中電に求める考えを明らかにした。3市共同での申し入れは初めて。29日に中国電力に伝える。
	滋賀県	長浜、彦根、高島、米原の県北部の4市長が集まる「湖北・湖東・湖西4市長サミット」が、長浜バイオ大学で開かれた。若狭湾に集中する原子力発電所事業者から安全対策などの説明があり、長浜市長が「安全協定の締結を早急にしてほしい」と要請。関西電力側は「県との締結を協議中で、この中で周辺自治体とも考えたい」と答えた。長浜市長のほか、彦根市長、高島市長、米原市長が出席。福井県で原発を運転する関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構が説明した。

※ 「原発」に関するニュースをインターネットで検索し、ヒットしたものをまとめたものである。



「原子力災害対策」をめぐる自治体等の全国動向

「地域防災計画」をめぐる動向 (2012年8月6日～9月9日)

月日	関係団体	ポイント
8月 6日	千葉県	県の防災会議が開かれ、県民らの意見を反映させた「地域防災計画」の修正案を了承し、新計画が確定した。新計画は東日本大震災を教訓とし、最大クラスの地震や津波を前提として減災や多重防護の視点に重点が置かれた。6月の修正案から、放射性物質事故の対応を新たな編として独立させた。
8月11日	鹿児島県	川内原発での地震、津波被害を想定した原子力防災訓練が、20キロ圏内にある薩摩川内、いちき串木野、阿久根の3市を主会場に行われ、過去最大の133機関、約1万1000人が参加した。訓練は、鹿児島県が昨年12月、防災対策重点地域(EPZ)を従来の10キロ圏から20キロ圏に拡大する独自の原子力災害対策暫定計画を作成したのを受け、約2年半ぶりに実施。川内原発2号機が地震で停止し、全交流電源が失われたため放射性物質が放出する恐れがあるとの想定で、周辺住民の20キロ圏外への避難誘導などを行った。
8月22日	福岡県	東京電力福島第1原発事故と同規模の事故が玄海原発で発生した場合に備え、県は、新たに策定している県地域防災計画の「原子力災害対策編」に佐賀県、長崎県との「3県連携」を明記することを決めた。県境を越えた避難住民の受け入れ調整や、緊急時の放射線量データの相互利用などを盛り込んだ。県議会の特別委員会で原子力災害編の骨子を報告した。広域災害時の避難住民の受け入れは「九州・山口9県災害時相互応援協定」で協力することを決めているが、骨子は、原発事故に特化して「3県が必要な調整を行うための体制を整備する」と明記。さらに、緊急時に大気中の放射線量を測定するモニタリングデータに関し「3県相互の情報収集と伝達体制の整備」、「3県が連携した原子力防災訓練の実施」も盛り込んだ。
8月27日	岐阜県	岐阜県は、隣接する福井県での原発事故を想定し、今年度中に新たに9万4千人分の安定ヨウ素剤を備蓄する方針を決めた。9月補正予算案に購入費約180万円を計上し、事故直後に地域住民に迅速に配布できる態勢を強化する。岐阜県は、県境から約25キロ離れた日本原子力発電敦賀原発での事故を想定した放射性物質の拡散予測を実施している。ヨウ素剤の配備先は、この予測結果と、国の原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づき検討する。
9月 1日	京都府	大飯原発から30キロ圏にかかる京都市北東部の左京区久多、広河原両地区で、原発事故を想定した避難訓練があった。防災対策の重点区域を30キロ圏内とする緊急防護措置区域(UPZ)が設けられ、市が初めて実施した。全国の政令指定都市でUPZに入るのは京都市だけ。山間部にある両地区には高齢者を中心に108世帯、223人(今年1月現在)が暮らしており、市は原発事故に備えて住民の避難計画の策定などを進めている。この日午前8時過ぎ、何らかの理由で原発事故が起きたと想定して訓練が始まった。電話連絡網で事故を知らされた住民約50人がバスなどに乗し、5～10キロ先の避難所に見立てた野外活動施設に移動した。
9月 2日	静岡県	浜岡原発ではすべての電源が失われたことを想定し、避難訓練が行われた。訓練は太平洋沿岸の「南海トラフ」付近で巨大地震が起こり、県内各地で震度6弱以上の激しい揺れを観測し、その後、津波が押し寄せたという想定で、原発周辺に住む高齢者やけが人を避難誘導する訓練が行われた。
	長野県	松本市は、原発事故に備えた県内初の原子力災害対応訓練を実施。放射能汚染の有無を確認するスクリーニングや、安定ヨウ素剤を配る手順を確認した。市医務課によると、近くに原発がない自治体での訓練は全国でも例がないという。浅間温泉文化センターを会場に、医師、薬剤師、放射線技師や市の担当者に加え、地元住民ら約50人が参加した。スクリーニングでは、防護服姿の医師らが救護所を訪れた人を放射線量測定器で検査し、体調についての問診もした。ヨウ素剤配布は、副作用への注意を促す説明書を示し、承諾書に署名をもらってから必要数を渡す作業をした。スクリーニング訓練を受けた男性(67)は「目に見えず刺激もない放射能や、原発事故の怖さを改めて感じた」と話していた。福島第1原発事故後に福島県で活動した信州大医学部助教(画像医学講座)は「福島では、さまざまなチームが試行錯誤しながら検査をした。マニュアルを整備し、日ごろから訓練を重ねることが重要」と指摘した。
	佐賀県	伊万里市は、玄海原発の事故を想定した初めての防災訓練を市内外で開いた。原発から20キロ圏内の住民が自家用車やバスで30キロ圏外の武雄市に移動し、避難の手順を確認した。県や伊万里市の地域防災計画に基づく訓練で、「地震やトラブルで原子炉の冷却機能が失われ、放射性物質が放出される恐れがある」との想定で実施。避難先の武雄市と連携し、両市や県、九電、陸上自衛隊などから約1000人が参加した。訓練で県と九電から事故の連絡を受けた伊万里市は、原発に近い公民館に配備された可搬式の放射線観測装置を起動させるとともに、地区防災会などを通して住民に避難指示を伝えた。
9月 4日	石川県	石川県は、志賀原発から30キロメートル圏内の市町が地域防災計画の原子力防災計画編を作成するのに関連し、関係市町連絡会議を開いた。圏内8市町のうち原発立地町の志賀町と10キロ圏内の七尾市はすでに策定済み。30キロ圏内の6市町は両市町の計画をモデルに暫定版を作成する。30キロ圏に一部が入る氷見市や富山県の担当者も参加した。国などが原子力防災計画の見直し作業を完了した段階で、6市町は正式な計画を策定する。志賀町、七尾市は既存の計画を改定する方針。地域防災計画の原子力計画編は原発から放射性物質が放出される災害などに対応し、住民の避難方法や救急体制などについてまとめた内容。石川県は原子力計画編の見直し作業に着手。志賀原発から放射性物質が放出されたことを前提に、30キロ圏内約15万人の避難先の市町の割り振りなどを決めた。同会議は国の原子力防災の計画変更に関連して、県や市町が迅速に計画を変えられるようにするのが狙い。
9月 6日	政府	中央防災会議は、東京電力福島第一原発事故を教訓に、地震や津波と原発事故が同時に起きる複合災害を想定して対策をとるため、防災基本計画を見直した。これまで原発から8～10キロ圏内としていた対策重点区域を拡大。今後、原子力規制委員会が指針で30キロ圏内に広げる。炉心溶融など過酷事故を想定した対策を、国、地方自治体、電力会社に求める。防災基本計画は国の防災対策の根幹で、これをもとに、各省庁の原子力災害対策マニュアル、自治体の地域防災計画、電力会社の防災業務計画が修正される。政府などの福島原発事故調査委員会の報告書で指摘された点を踏まえた。
9月 7日	福岡県	県は、玄海原発事故を想定した地域防災計画「原子力災害対策編」を県防災会議で決定した。緊急時に実施する放射線測定や警察、消防などと連携する救助・防護・被ばく医療体制を定めた。また会議では、同原発から30キロ圏(UPZ=緊急防護措置準備区域)の糸島市の避難体制を定めた広域避難計画も決定された。計画では、重点的な防災地域を糸島市と指定。緊急時は全県域で放射線測定し県民に情報提供するほか、県警や消防、自衛隊と連携して負傷・避難者の救護・医療活動を実施。県外避難も想定される場合は佐賀、長崎県とも連携する方針が明記された。
9月9日	岐阜県	敦賀原発の重大事故を想定した独自の被害予測をまとめた。事故の状況と気象条件で最悪の条件がそろうと、敦賀原発から100キロ離れた愛知県にも、高濃度の放射性物質が拡散する恐れがあると試算している。県内の少なくとも24市町と愛知県の5市町、三重県の1市で、地表に沈着した放射性物質による年間の外部被ばく量が20ミリシーベルト超のケースがあると予測。東京電力福島第一原発事故の計画的避難区域に相当する放射線量で、100万人以上が影響を受ける可能性がある。東海三県全体で防災対策の見直しが迫られそうだ。今回の被害予測をもとに、ヨウ素剤の配備など重点的に防護対策を講じる地域を決める。

「原発」に関するニュースをインターネットで検索し、ヒットしたものをまとめたものである。